

資金繰り対策をお考えの方必見！！

ご存じですか？ マル経融資制度



小規模事業者の資金繰りを **強かに！** 応援します

マル経融資 **嬉しい！** 4つの特長

融資限度額

2,000万円まで

担保・保証人

不要

低利率

1.70% (固定)

返済期間

10年以内

※ 金利は令和7年8月1日現在
※ 最新の利率は当所までお問い合わせください

※ 運転資金・設備資金ともに
10年以内 (据置2年以内)

お申込の主な要件 (審査の結果によっては、ご希望に沿えない可能性もございます)

- 常時使用する従業員が**20人以下** (宿泊業および娯楽業を除く商業・サービス業は**5人以下**) の**小規模事業者**
- **最近1年以上、同一商工会議所の地区内**で事業を行っていること (移転前居住地で1年以上事業を行っている場合を含む)
- **原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている**こと (移転前の指導期間も含む)
- 納付すべき税金を原則として全て完納していること (所得税、法人税、事業税等)

商工会議所の経営指導員が親身に対応いたします！
どうぞお気軽にご相談ください。



宮古島商工会議所 中小企業相談部

☎ 0980-72-2779

受付時間/09:00~17:00

〒906-0012

宮古島市平良字西里240-2 琉銀ビル3F

詳しくは裏面をご覧ください。

(「マル経」でネット検索も!)



お問い合わせ先

マル経

検索

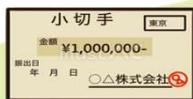
マル経融資のしくみと活用方法

融資までのフロー



さまざまな場面でご利用いただけます！

【運転資金】



買掛金の決済
資金にしたい

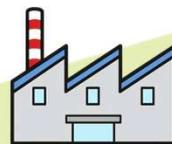


賞与などの一時的な
支払資金にしたい

【設備資金】



機械や車両が古く
買い換えたい



工場・店舗の新設や
増改築をしたい



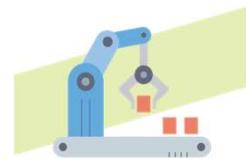
新たに従業員を
採用したい



補助金のつなぎ資金
として活用したい



店舗の保証金として
利用したい



高性能の機械や
事務機器を導入したい

※借入金返済のための利用はできません

【お申し込み時の提出書類（主なもの）】

- ・前年、全前年度の決算書及び確定申告書（控）
- ・所得税、消費税、市県民税等の納税証明書
- ・決算後6ヵ月以上経過の場合は直近の試算表

- ・会社の登記簿謄本、印鑑登録証明、定款等
 - ・見積書、カタログ等（設備資金をお申込みの場合）など
- ※あくまで代表的なものです。お申し込みの際当初までご確認ください

まずはお気軽にご相談ください。早期のご相談が早期解決への一歩です！

商工会議所では、経営のお悩みを
無料でご相談いただけます！



宮古島商工会議所
Miyakojima Chamber of Commerce and Industry

